

高校生に対する労働法の出前授業を開催しました。

若年層に対する労働法の周知啓発のため、熊野署の労働基準監督官が三重県立木本高等学校の1年生に対して、出前授業を開催しました。

なお、高校生に対する労働法の出前授業は、当署では昨年を引き続きの取組みとなります。

1 目的

熊野署では、昨今の雇用情勢や労働相談窓口に寄せられる相談内容等を踏まえて、若年層に対する労働法の周知啓発を推進しております。

この度、三重県立木本高等学校の協力を得て、高校1年生（162名）に対して、出前授業を実施しました。

今回の出前授業により、労働法の基礎知識を身につけていただき、雇用関係に伴う不要なトラブルを回避していただきたいと考えています。

2 開催日時

令和6年9月12日（木）

午後2時30分から午後3時20分（6限目）

3 開催場所

三重県立木本高等学校

4 授業内容

「知って役立つ労働法」

（労働基準法（賃金、労働時間、年次有給休暇等）を中心とした内容）

授業後のアンケートから、最低賃金、有給休暇、ハラスメント等に係る法制度等を知ってもらい、関心を持っていただけました。

